

民法（債権法）改正に関するパブリックコメントを再度募集することを求める会長声明の説明資料

～「履行障害法（債務不履行、解除、危険負担）に関わる基本原則の変更」の内容～

「民法（債権法）改正に関するパブリックコメントを再度募集することを求める会長声明」第3項第2段落で「履行障害法（債務不履行、解除、危険負担）に関わる基本原則の変更」という部分に係る中間試案の内容について、法務省民事局参事官室作成の「民法（債権関係）の改正に関する 中間試案（概要付き）」（以下「概要付き」という）を引用して、その要点を説明すると、以下のとおりである。

1 債務不履行による損害賠償の要件（帰責事由概念）の変容

民法第415条の「債務者の責めに帰すべき事由」とは、伝統的通説においては、債務者の故意、過失、又は信義側上それと同視すべき事由を意味するとされてきた。

中間試案では、そのような考え方を取らないと思われる。一見すると、中間試案本文では、「債務者の責めに帰することのできない事由」という「文言を維持して」いる（概要付き39頁）。しかし、その概要（同39頁）では、「債務不履行の原因につき債務者がそのリスクを負担すべきだったと評価できるか否かによって免責の可否を判断する旨を示すものとしている。そして、契約による債務にあっては、その基本的な判断基準が当該契約の趣旨に求められることを付加する考え方を提示している」として、「リスクを負担」という概念を用いて解説し、「契約の趣旨」という文言の意味については、「合意の内容や契約書の記載内容だけでなく、契約の性質（有償か無償かを含む。）、当事者が当該契約をした目的、契約締結に至る経緯を始めとする契約をめぐる一切の事情に基づき、取引通念を考慮して評価判断されるべきものである」と解説している（概要付き32頁）。これまでの改正作業の経緯から見ても、契約の拘束力があるという契約の拘束力説に立脚し→過失責任主義が妥当しない→債務者がリスクを引き受けた（中間論点整理）→リスクを負担した（中間試案）と考える立場である。

したがって、過失又は信義側上それと同視すべき事由がなくとも、契約の趣旨から「債務者がそのリスクを負担すべきだったと評価」できれば、債務者は損害賠償責任を負うことになる。

2 解除の要件の変更

民法第543条では、履行不能が「債務者の責めに帰することができない事由」によるものであるときは、契約を解除することができない。履行不能に限

らず、すべての債務不履行による解除について、伝統的理論は、過失責任主義の観点から、帰責事由が必要であるとしてきた。

中間試案では、「債務者の責めに帰することができない事由」によるものであった場合を除外する要件は、設けていない（概要付き46頁）。解除は不履行をした債務者への制裁ではなく、その相手方を契約の拘束力から解放することを目的とする制度であるという理解から、不履行をした債務者の帰責事由を解除の要件とすべきではないと考える立場である。

したがって、債務不履行が「債務者の責めに帰することができない事由」によるものであった場合も、契約は解除されることになる。

3 危険負担規定の削除と解除への一元化

民法第534条、第535条及び第536条第1項では、危険負担について規定する。従来考えでは、解除に帰責事由が必要とされる結果（債務者有責）、危険負担（債務者無責）を残す必要がある。

中間試案では、上記規定を削除している（概要付き51頁）。中間試案の考え方では、解除に帰責事由を必要としないので、危険負担と同じ効果を解除で一元化できて、明確とする。

したがって、従来危険負担の場合も、契約の拘束力から解放されるためには、解除の意思表示を要することになる。